



平成30年 2月21日

## 「社会保険加入促進宣言企業」を募集します！

～社会保険加入に積極的に取り組む北海道内の建設企業等が対象～

2月20日（火）、社会保険加入に積極的に取り組む北海道内の建設企業等にお集まりいただき、「北海道建設業社会保険加入推進地域会議」（注）を開催し、別紙のとおり、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」が採択されました。

つきましては、当会議として、「社会保険加入促進宣言企業」を募集いたしますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

- 1 対象者** 「北海道内に拠点を置く建設企業」又は「北海道内での施工実績を有する建設企業」  
※法人・個人、建設業関係団体への加盟・非加盟及び北海道建設業社会保険加入推進地域会議への参加・不参加を問いません。
- 2 申込** 別紙「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載のうえ、FAX又は電子メールにてお申し込みください。  
なお、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」は北海道開発局ホームページにも掲載しています。  
URL：<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g7000000gron.html>
- 3 その他** 「社会保険加入促進宣言企業」としてリストアップを行い、平成30年3月以降順次北海道開発局のホームページ上で公表を予定しています。

（注）「北海道建設業社会保険加入推進地域会議」は、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざした取組への理解を広げるため、地域レベルでの取組として社会保険の加入に積極的に取り組む北海道内の建設企業等を対象に、2月20日（火）に開催されました。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 課長補佐 齊藤 洋一（内線5895）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 五十嵐 輝（内線5895）



北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>

# 「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

## 元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

## 下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、北海道建設業社会保険加入推進地域会議において採択された「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名	
代表者	
所在地	

## 【送付・問合せ先】

北海道建設業社会保険加入推進地域会議 事務局（北海道開発局 事業振興部 建設産業課）  
FAX 011-738-0235 / TEL 011-709-2311 (5895)  
e-mail hkd-ky-kensanseminar@ml.mlit.go.jp